

福井県における P F I の活用指針

平成14年2月

福 井 県

はじめに

1980年代の英国におけるサッチャー政権による行財政改革以来、「小さな政府」「公共部門の民営化」への指向は、世界的な潮流となっており、PFIは、こうした動きの一環として、1992年に英国で導入された。2000年度の英国予算書によると、1998年度においては公的資本支出の合計額の約12%、1999年度においては約7%がPFI事業により行われている。

我が国では、平成11年（1999年）7月30日に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（いわゆるPFI法）が公布され、同年9月24日に施行された。その後、国はPFI事業の実施に関する基本方針、各種ガイドラインの策定、公表を行っており、また、地方公共団体を中心にPFI導入が進められている。言葉と基本法たるPFI法が先行する形で進んできたPFIであるが、ようやく我が国におけるPFI実施手続等の具体的な内容が明らかになってきたところである。

本県においては、平成10年（1998年）8月に庁内に各部（庁）の企画担当者から構成する政策研究会を設け、これまでPFIに関する情報収集、調査検討を行ってきたが、平成13年3月に策定した新行政改革大綱（改定版）の中で民間活力の積極的な活用を図る一つの手法としてPFIの効果的導入を位置付けたことを受け、今回、福井県におけるPFI活用指針を策定することとした。

この活用指針は、これまでの政策研究会を中心とする検討結果と国の各種ガイドライン、先行地方公共団体の事例等を踏まえ作成したもので、職員が共通の認識を持ってPFI導入に取り組むための手引書として、PFIに関する一般的な説明とともに、本県における基本的なPFI導入の手順を定めている。

今後は、この活用指針を基本にしながら、本県におけるPFI導入の検討、PFIの適切な導入を行うこととする。

なお、PFIは、現在、取組みが始まったばかりの段階にあることから、今後とも、必要に応じ、この活用指針の見直しを行っていくこととする。

平成14年2月

目 次

第1章	P F I の概要	1
第1	P F I について	1
1	P F I の意義	
2	P F I に関する国、地方公共団体の動向	
3	P F I の特徴	
	(1) 民間の資金とノウハウの活用	
	(2) V F M の達成	
	(3) リスク分担の明確化	
4	P F I 事業の仕組み	
5	第3セクター方式との違い	
6	P F I 導入の効果	
	(1) 低廉かつ良質な行政サービスの提供	
	(2) 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革	
	(3) 民間の事業機会の創出	
	(4) 財政支出の平準化	
7	P F I 導入における基本原則	
	(1) 5つの原則	
	(2) 3つの主義	
第2	P F I の事業形態、事業方式、実施手続	7
1	事業形態	
	(1) 独立採算型	
	(2) ジョイント・ベンチャー型（J V型）	
	(3) サービス購入型	
2	事業方式	
	(1) B O T (Build Operate Transfer)	
	(2) B O O (Build Own Operate)	
	(3) B T O (Build Transfer Operate)	
3	P F I 法等に定めるP F I実施手続概要	
	(1) 従来の整備方式の手続との違い	
	(2) 実施手続の公平性、透明性の確保	
第2章	福井県におけるP F Iの導入について	11
第1	P F I 導入の考え方	11
第2	P F I 導入の推進体制	11
1	基本的な考え方	
2	事業実施部局の役割	
3	政策企画室の役割	
第3	P F I 導入に適した候補事業の選定に当たって	13

第3章	P F I 実施手続（概要）	1 5
第1	P F I 導入の手順	1 5
第2	手続の概要	1 7
	・ P F I 事業の発案段階（P F I 事業の検討・抽出の段階）	
	・ P F I 事業の選定段階	
	・ P F I 事業者の選定段階	
	・ 契約の締結段階	
	・ 事業の実施段階	
	・ 事業の終了	
第4章	P F I 実施手続（詳細）	2 6
第1	P F I 導入可能性調査について	2 6
1	P F I 導入可能性調査の必要性	
2	調査委託内容	
	（1）事業内容（前提条件）の整理	
	（2）V F Mの検証	
	（3）民間の意向調査の実施	
	（4）総合的評価	
第2	アドバイザーの委託について	2 7
1	アドバイザーの必要性	
2	アドバイザーの体制	
3	アドバイザーの業務	
4	アドバイザー契約の留意点	
第3	審査委員会について	2 8
1	設置の必要性	
2	所掌事務	
3	構成	
第4	実施方針について	3 0
1	実施方針の意義	
2	実施方針の策定、公表を行う趣旨	
3	実施方針に定めるべき事項	
第5	リスク分担について	3 1
1	リスクとは	
2	リスクの分担方法	
3	リスク分担表の例	
第6	P F I 事業の選定について	3 2
1	P F I 事業の選定	
2	V F M評価	
	（1）「P S C」と「P F I 事業のL C C」	
	（2）V F Mに当たっての考え方	
	（3）V F M評価の方法	

第7	P F I 事業の選定結果の公表について	3 4
1	P F I 事業の選定結果の公表内容	
2	P F I 事業の選定結果の公表の例	
第8	P F I 事業者の選定方法について	3 6
1	P F I 事業者の選定方法 — 原則として総合評価一般競争入札—	
2	総合評価一般競争入札	
(1)	総合評価一般競争入札手続の特徴	
(2)	落札者決定基準	
3	随意契約による場合	
(1)	随意契約によりことができる場合	
(2)	公募型プロポーザル方式による P F I 事業者の選定	
第9	入札公告の際に配布する資料について	3 9
1	入札説明書	
2	契約書案	
3	要求水準書（仕様書）	
4	落札者決定基準	
第10	その他の留意事項	4 2
1	W T O 政府調達協定と P F I 事業契約について	
(1)	W T O 政府調達協定と特例政令について	
(2)	W T O 政府調達協定と P F I 事業契約について	
2	財政的支援等について	
(1)	P F I 法に定める P F I 事業への支援策および国の対応状況	
(2)	地方財政措置	
(3)	P F I 事業者への融資制度	
(4)	P F I 事業における債務負担行為と起債制限比率	
(5)	P F I 事業に対する行政財産の貸付け	
3	P F I 事業における公の施設の維持管理・運営委託について	
(1)	公の施設の設置および管理に関する地方自治法上の規定と P F I 事業	
(2)	P F I 事業における公の施設の維持管理・運営委託について	

（注）本活用指針の本文において、「P F I 事業の選定」とあるのは、P F I 法第6条に規定する「特定事業の選定」のことであり、理解を容易にするため、便宜上このような表記を行っている。